

令和8年5月25日
近畿管区行政評価局

(お知らせ)令和8年度行政相談委員全体会議の開催
行政相談委員全体会議で行政相談委員を表彰します

日時:令和8年5月27日(水)13時30分~15時30分

会場:ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間
(大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12)

近畿管区行政評価局は、令和8年5月27日、行政相談委員全体会議を開催し、日頃から地域住民の相談相手として行政に関する苦情等の解決に尽力している行政相談委員の表彰を行います。

◇ 近畿管区行政評価局長表彰 (7名)

業績が顕著で他の模範と認められる行政相談委員を表彰します。

◇ 近畿管区行政評価局長感謝状(13名)

委員業務の遂行に特に尽力した行政相談委員に対して感謝状を贈呈します。

👉 表彰及び感謝状の被贈呈者は【別添】のとおりです。

会議次第

- 1 開会 (13:30)
- 2 近畿管区行政評価局長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 行政相談委員の顕彰
 - ・近畿管区行政評価局長表彰
 - ・近畿管区行政評価局長感謝状 ほか
- 5 議事

行政相談マスコット
キクーン

【連絡先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部
行政相談課長 森川 竜城
電話(直通): 06(6941)8358
E-mail: knk31@soumu.go.jp
URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【別添】 表彰及び感謝状の被贈呈者



(1) 令和8年度近畿管区行政評価局長表彰(7名)

三輪 淳三	(みわ じゅんぞう)	委員(大阪府中央区)
藤岡 晴美	(ふじおか はるみ)	委員(大阪府港区)
箱谷 香代美	(はこたに かよみ)	委員(大阪府平野区)
堀岡 良之	(ほりおか よしゆき)	委員(枚方市)
穂積 常男	(ほづみ つねお)	委員(寝屋川市)
和田 圭史	(わだ けいし)	委員(門真市)
杉木 浩子	(すぎき ひろこ)	委員(東大阪市)

(2) 令和8年度近畿管区行政評価局長感謝状(13名)

福田 留美	(ふくだ るみ)	委員(大阪府西淀川区)
中野 浩志	(なかの ひろし)	委員(大阪府天王寺区)
波多野 陽子	(はたの ようこ)	委員(大阪府阿倍野区)
町田 康子	(まちだ やすこ)	委員(大阪府阿倍野区)
福留 千佳	(ふくどめ ちか)	委員(大阪府西成区)
羽田 慶子	(はだ けいこ)	委員(吹田市)
石原 博	(いしはら ひろし)	委員(吹田市)
増田 正子	(ますだ まさこ)	委員(八尾市)
寺内 伸和	(てらうち のぶかず)	委員(富田林市)
上西 玲子	(うえにし れいこ)	委員(松原市)
佐藤 次夫	(さとう つぎお)	委員(羽曳野市)
八木 一恵	(やぎ かずえ)	委員(堺市南区)
村田 博司	(むらた ひろし)	委員(岬町)

(3) 令和8年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰(3名)

木村 啓良	(きむら けいりょう)	委員(大阪府北区)
阪上 宏平	(さかうえ こうへい)	委員(池田市)
大野 浩	(おおの ひろし)	委員(泉佐野市)

(4) 令和8年度近畿行政相談委員連合協議会会長表彰(7名)

三木 一誠	(みき かずしげ)	委員(大阪府福島区)
吉原 隆	(よしはら たかし)	委員(大阪府福島区)
勝 泰子	(すぐる ひろこ)	委員(大阪府淀川区)
寺本 佳世子	(てらもと かよこ)	委員(大阪府東淀川区)
松浦 隆行	(まつうら たかゆき)	委員(大阪府城東区)
平井 正文	(ひらい まさたけ)	委員(交野市)
竹中 千世	(たけなか ちよ)	委員(阪南市)

行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者から、市（区）町村が推薦します。

国の行政に関する苦情などの相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。



- 無報酬でボランティアとして活動しています。
- 各市（区）町村に1人以上が配置されています。
（大阪府内に198人（定数）が配置）
- 市（区）役所・町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設しています。
- 令和7年度、898件の相談を受け付けました。



相談所の開設



地域行事における広報活動

大阪府内の行政相談委員が受け付けた行政相談の事例は、次ページを御覧ください！



大阪府内の行政相談委員が受け付けた行政相談の事例

マイナンバーカードの有効期限通知書に同封されている チラシの内容が実態と合っていない

<相談内容>

マイナンバーカードの有効期限通知書に同封されているチラシには、申請から交付通知はがきの送付までは、**1か月ほど時間がかかると記載**されているにもかかわらず、申請してから1か月たっても交付通知はがきが届かなかった。

そこで、**市のコールセンター**に問い合わせたところ、「申請からは**1か月半から2か月です**」との説明を受けた。

👉 相談を受けた**行政相談委員が市の担当室を訪問**し、コールセンターの担当者の認識や対応について検討すること、今後同封するチラシの記載内容を確認することを依頼しました。

後日、**チラシが「1か月半」ほど時間がかかるとの表現に是正**され、市内全戸に配布されました。

受取方法 と 受取場所 について

① 申請完了後、「交付通知ハガキ」が届きます。
※申請から交付通知ハガキの送付までは、**1か月ほど**のお時間をいただいております。

受取方法 と 受取場所 について

① 申請完了後、「交付通知ハガキ」が届きます。
※申請から交付通知ハガキの送付までは、**1か月半ほど**のお時間をいただいております。

是正前のチラシ（「1か月ほど」）

是正後のチラシ（「1か月半ほど」）

バス停の車止めブロックが危険である

<相談内容>

市内循環バスのAバス停では、歩道と車道の間にある**車止めブロックを跨がないと、バスの乗降ができず危険**である。バス停の車止めブロックを撤去してほしい。

👉 相談を受けた**行政相談委員が市の道路交通課に改善を依頼**しました。

後日、**バス停標識が車止めブロックの端まで移設**され、また、バスの乗務員に車止めブロックがない場所に停車するよう周知されました。



バス停標識が
移設された
Aバス停